「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』　～ 支給要件を満たすことを証明する必要書類 ～　【信州大学】

「必要となる書類」は、審査のため必要ですので、やむを得ない事由がない限り提出してください。提出できない場合は申請書の申し送り事項に理由を記入してください。

要件	はい	必要となる書類等
1.家庭から多額の仕送りを受けていない 「家庭からの多額の仕送り」：仕送り額年間 150 万円以上（授業料を含む）を目安にしてください。	□→	●【様式 2 誓約書】に金額（年額）を記載 1 年生は仕送り予定額、2 年生以上は 2019 年度の仕送り年額を記載 ●預貯金通帳の写し（蛍光ペン等でマーカーして明示）
2.自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない 「自宅外で生活している」：あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。	□→	●アパート等の賃貸契約書の写し（自宅外生のみ）、直近の家賃の支払い証明書類、住民票の写し等のいずれか一つ 自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合、その旨を【様式 1 申請書】の「3. 申し送り事項」に記入いただくことで支給対象となり得ます。
3.生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い	□→	●誓約書（様式 2）に金額（年額）を記載 1 年生はアルバイト収入予定額、2 年生以上は 2019 年度のアルバイト収入額を記載してください。
4.家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、追加的支援が期待できない	□→	●新型コロナウイルス感染症に係る公的支援を受けている受給証明書等 ●上記がない場合、【様式 1 申請書】の「3. 申し送り事項」に事情を記入
5.コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比 50%以上）している	□→	●アルバイト先からの給与明細又は振込口座の預貯金通帳の写し （減額前、減額後がわかること、蛍光ペン等でマーカーして明示）
6.既存制度について以下のいずれかを満たしている 1) 高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」）の第 I 区分の受給者 2) 新制度の第 II 又は第 III 区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者にあっては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者 3) 新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を予定している者であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度（第二種奨学金及び大学の授業料免除を含む）を利用している方又は利用を予定している者	□→	●以下に係る認定書の写し ・生計維持者(原則父母 2 名)の住民税非課税証明書〔新制度 I 区分受給者は**提出不要**〕 ・新制度による給付奨学金（奨学生証） ・第一種奨学金（奨学生証） ・民間等による支援制度 日本学生支援機構奨学生へ：**奨学生番号**はキャンパス情報システムの「◆学生生活情報→奨学金情報」より確認できます。 **申請時点において給付奨学金・貸与金のいずれも活用していない場合は、本給付金の申込後原則 1 か月以内に申請する旨を【様式 1 申請書】の「3. 申し送り事項」に記入**
7.留学生については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が、2.30 以上であること 2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学料・授業料等は含まない。） 4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること	□→	●仕送り額や扶養者の年収が確認できる振込口座の預貯金通帳写し等 （蛍光ペン等でマーカーして明示） ●成績評価係数が 2.30 以下の留学生でも申請できます。大学が申請者の実情に沿って総合的に判断します。但し、採用枠に限りがありますので、申請したからといって必ず採用されるわけではありません。

⬇

1～6（留学生は 1～5、7）の全てが「はい」にチェックある場合、今回の緊急給付金対象者となります。